

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 都市再開発法施行令の一部改正

一 国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更、縦覧手続を要しない権利変換計画の修正又は変更及び審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決を要しない権利変換計画の変更に配偶者居住権を有する者の氏名又は住所の変更を追加するものとする事。

(第二十五条第三号、第三十一条第三号及び第三十二条第三号関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令の一部改正

一 配偶者居住権を有する者に補償をする場合に建物の所有者に支払う移転料の額は、通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用から、配偶者居住権を有する者に対する補償の額を控除した額とすること。

(第十七条第三項関係)

二 配偶者居住権の目的となっている建物の移転に伴い、当該権利が消滅するものと認められるときは、

当該権利がない場合における当該建物の価格から当該権利がある場合における当該建物の価格を控除した額を配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする事。 (第二十五条の二関係)

第三 その他

その他関係政令の規定の整備を行うものとする事。

第四 附則

この政令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行するものとする事。ただし、一部の規定については公布の日から施行するものとする事。 (附則関係)